

一般企業等法人向け農業参入セミナーのご案内

～一般企業等向け耕作放棄地解消・農業参入制度説明会～

長崎県農業会議

農業への参入を検討している法人の皆様にご案内します。
 平成21年12月に改正農地法が施行され、一般企業や社会福祉法人、NPO法人等も貸借によって農業に参入しやすくなったことは、ご存じでしょうか？
 また、県内には5,000ha近くの耕作放棄地が存在しており、耕作放棄地の農地としての有効活用が急務となっていますが、耕作放棄地の解消を進めるため、国・県・市町は、耕作放棄地を買ったり借りたりして農業を行う者には耕作放棄地の復元費用等の一部を助成する支援事業を実施していることは、ご存じですか？
 農業に参入するには、まず何から始めれば良いのか、何に留意しておかなければならないのか、様々な疑問などもあるかと思えます。
 長崎県農業会議では、耕作放棄地を使って農業に参入することを検討している、または勉強しておきたいという法人を対象に、この度、下記のとおり説明会を開催することにいたしました。
 ふるってご参加下さい。

いつ、どこで開催されるの？

平成23年 12月14日(水)午後1時30分～4時	「L&Lホテルセンリュウ」 長崎県諫早市永昌東町13-29 TEL 0957-22-8888 FAX 0957-22-8533
12月15日(木)午後1時30分～4時	「南風楼」 長崎県島原市弁天町2-7331-1 Tel 0957-62-5111 FAX 0957-63-7878
12月16日(金)午後1時30分～4時	「レオプラザ佐世保」 長崎県佐世保市三浦町4-28 TEL 0956-22-4141 FAX 0956-22-4144

参加できる人は？

一般企業、社会福祉法人、NPO法人等、農業への参入を計画、予定、検討中、または勉強しておきたいという法人の方ならどなたでも参加自由です。
 ただし、事前に参加申し込みをして下さい。(各会場40人まで)

何の説明があるの？

長崎県農地利活用推進室と本会から次の内容について説明します。

- (1) 一般企業等の農業参入の方法について
- (2) 県内の耕作放棄地について
- (3) 耕作放棄地を農地に復元する際の支援事業について

実際に農業に参入している法人さんの担当者から事例報告もあります。

- 12月14日諫早会場：社会福祉法人長崎慈光園(川棚町・社会福祉法人)
- 12月15日島原会場：長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社(長崎市・人材派遣会社)
- 12月16日佐世保会場：バイオファーム株式会社(西海市・観光産業)

説明会の最後には、長崎県と一緒に個別相談会を行います。(50分程度)

参加する場合の申し込みはどうするの？

下記の参加申込書の各欄に必要事項を記入して長崎県農業会議(ファックス番号は一番下に記載)に、平成23年12月8日(木)までにご連絡下さい。

問い合わせ先

長崎県農業会議：長崎市江戸町2-1県庁第3別館内 (電話 095-822-9647)

[参加申込書]

法人名		代表者名
住所		電話番号
役職名	氏名	参加する日
		14日 ・ 15日 ・ 16日
		14日 ・ 15日 ・ 16日

*3人以上の場合は欄外に追加してご記入下さい。

長崎県農業会議 ファックス番号 095-828-7469